

# スイスにおけるプライベート・バンキングの発展

田 中 文 憲\*

## The Development of Private Banking in Switzerland

Fuminori TANAKA

### 要 旨

最近の超低金利による日本国内の資産運用難もあって、日本人富裕層のプライベート・バンキング（個人銀行業務）に対する関心が高まっている。本稿では、プライベート・バンキングの発祥の地であり、現在も発展を続けるスイスに的を絞り、なぜスイスでプライベート・バンキングが発展したのかの分析・検討を試みた。その結果、傭兵制度や亡命したユグノーのもたらす金を守り運用する個人銀行の果たす役割が大きいことが明らかになった。また、銀行秘密や武装中立政策に支えられた民主的かつ安定した政治によってプライベート・バンキングが育まれてきたこともわかった。

こうしたスイスの成功体験から日本のプライベート・バンキング業界が学ぶべきであり、かつ実現可能と思われる点を選び、まだ揺籃期にある日本の業界発展のための提言を試みた。

### はじめに

近年、我が国においてもプライベート・バンキングが注目を集め、大手都市銀行など一部の金融機関では真剣な取組みが始まっている。プライベート・バンキングとは文字どおり個人銀行業務のことであるが、その中身は富裕な個人のための「総合的な財務の管理運用サービス」である<sup>1)</sup>。我が国でプライベート・バンキングが脚光を浴びるのは、1400兆円に上る個人の金融資産が超低金利もあって、行き場を失っているからである。またプライベート・バンキングの当面の対象である富裕層も、十分存在しているからでもある<sup>2)</sup>。

本稿では、この分野の大先輩で、250年の歴史と伝統を誇るスイスのプライベート・バンキングの発展過程を分析、検討することにより、まだ揺籃期にある我が国のプライベート・バンキングが今後発展するために何が必要かを提言してみたい。

## I スイスの個人銀行

### 1. 沿革

スイスにおける金融業の始まりは中世にさかのぼる。スイスは現在のイタリアとドイツやフラ  
平成14年9月27日受理 \*教養部

ンスの中間に位置する重要な貿易の中継地点であった。なかでもジュネーブ、バーゼル、チューリッヒがその中心となった。こうした都市の商人たちは次第に外国通貨建ての手形の割引きや外貨と外貨の両替にも活動分野を拡大し、彼らの中からやがて金融を専門とする業者が現れたのである。

こうした金融業者がやがて個人銀行 (Privatbank) になって行くが、銀行といっても今日の株式会社組織の大きな銀行ではなく、個人商店の性格をそのまま残すものであった。その特徴は、組織上、所有と経営が分離しておらず、銀行の経営者すなわち所有者は債権者および顧客に対して無限責任を負う形態を取ることが多かった。したがって、個人銀行は個人銀行家 (Privatbankier) と同じものと考えべきである。スイスの銀行が個人銀行から始まった理由は、まず、金融といっても貸し出しはほとんど無く、両替や外国為替、送金、手形の割引などが中心であったため、大きな資金を必要としなかったこと、第二に、当時の風潮として、事業を始めるにあたって自分で資金を蓄えることは、銀行に限らず当然で、他人の金で事業を始めて、自分の資産以上の額を使うことは無責任であり、詐欺とさえ考えられたからである<sup>4)</sup>。

スイスの個人銀行を発展させた要因はいくつかあるが、まず第一に指摘できるのは、傭兵によって多額の金がスイスにもたらされたことである。もともと貧しい土地であり人口過剰に苦しんでいたが、15世紀以降、牧畜業が発展して耕地が減ると、穀物不足はますます深刻になった。このため穀物輸入が必要となったが、その対価として他国政府にスイス内での傭兵の徴募を許可したことが最初で、結局、フランス革命後、各国に国民軍が設置されるまで、約200万人のスイス人が傭兵としてヨーロッパ各地で闘った。しかも、時にはスイス人傭兵同士が闘って、双方ともに全滅に近い状態になるなどの悲劇が起きた<sup>5)</sup>。

しかし、こうした「血の輸出」<sup>6)</sup>によって傭兵を送り出した各州政府や有力者はいうにおよばず、帰還した傭兵たちにも多額の報酬をもたらした。こうした金は銀行に集ったが、当時のスイスにはさして大きな産業はなく、あったとしても、前述のごとく、事業資金は事業家自身か一族の出資金でまかなうことが多かったため、スイス国内に資金需要はほとんどなかったのである。この結果、スイスの銀行家たちは、資金の運用先を海外に向けるようになった。その代表的な例が、ヨーロッパ各地の王や領主が起こす戦争のための資金供給である。後にジュネーブ最大の個人銀行になるピクテ (Pictet & Cie) の創始者の一人になるネッカー家のジャック・ネッカー (Jacques Necker) はルイ16世の大蔵大臣にまで登りつめ、フランス政府に貸付けを行うまでになった<sup>7)</sup>。そのほかにも多数の銀行家がジュネーブに本拠を置きながら、資金需要の多いフランスで活躍した<sup>8)</sup>。

個人銀行を発展させた第二の要因は、フランスにおけるカトリックと新教の対立である。16世紀は、ヨーロッパ全土が宗教戦争に揺れた時期であるが、1572年にフランスで聖バソロミューの大虐殺が起き、5～6千人の新教徒 (ユグノー) が殺害されると、2300家族を超えるユグノーが、ジュネーブに避難した。こうした悲惨な戦争を終わらせるためにアンリ4世によって発せられた「ナントの勅令」(1598)のおかげで小康状態を保っていたフランスも、やがてルイ14世が「ナントの勅令」を廃止し(1685年)、再びユグノーを弾圧し始めるや、多数の新教徒がジュネーブへ亡命せざるをえなくなった<sup>9)</sup>。

亡命したユグノーの大半は銀行家などの富裕な実業家や時計組立てなどに高度の技術を持った中産階級であった。こうしてフランスの銀行業のほとんどがスイスに移ってしまったのである。この結果、特にジュネーブにおいて今日まで続く有力な個人銀行が次々に誕生したのである。これはスイス人によって比較的地味に行われていた銀行業が、ユグノーの持ち込んだ金とノウハウで一気に活性化されたためである。1709年には市の公証人役場で銀行家と登記する人が現われたが<sup>10)</sup>、本格的な銀行は18世紀後半から出現する。たとえば、Ferrier, Lullin & Cie (1795)、Hentsch & Cie (1796)、Lombard, Odier & Cie (1798)、Pictet & Cie (1805)、Darier & Cie (1837)、Mirabaud & Cie (1819)、Bordier & Cie (1844) などである。

ジュネーブ以外では、パーゼルのLa Roche & Co. (1787)、Ehinger & Co. (1810)、A. Sarasin & Co. (1841)、Dreyfus Söhne & Co. (1823) などが同時期に設立されている。またチューリッヒでは、Rahn & Bodmer (1750)、Orelli im Thalhof (1759) が、さらに、ベルンでは、Armand von Ernst & Co. (1812)、ザンクト・ガレン (St.Gallen) では、Wegelin & Co. (1741) が設立されている。その後有力な個人銀行はしばらく現れず、チューリッヒにJulius Bär (1890) とJ. Vontobel (1924) が設立され、スイスの個人銀行業界は完成を見たのである<sup>11)</sup>。

フランス革命でギロチンを逃れたフランスの貴族が金とともに亡命してくるなど、ヨーロッパに混乱が起きるたびに、スイスへの金の流入は続いた。しかし、スイスの個人銀行を飛躍的に発展させたのは、第一次および第二次世界大戦である。第一次世界大戦によって、オーストリア＝ハンガリー帝国が滅亡すると貴族や地主たちは新政府による財産没収を恐れ、資産をわれ先にとスイスに移そうとしたし、その他の国でも政府の財産統制、預金封鎖、没収的課税、人為的インフレーション、平価切下げなどから自らの財産を守ろうとしてスイスを逃避地を選んだ<sup>12)</sup>。また第二次世界大戦が始まるとナチス・ドイツの略奪から財産を守ろうとする動きが活発になったが、特にユダヤ人たちが多額の財産をスイスに持ち込んでいる<sup>13)</sup>。第二次世界大戦後も、共産主義の浸透を怖れたり、インフレーションや政府による突然の課税を逃れるために、多額の金がスイスに持ち込まれたのである。

## 2. 経営上の特徴

スイスの個人銀行の業務は多岐にわたるが、その中心になるのが、資産管理 (Vermögensverwaltung) である。前述のように、スイスに金を持ち込む人々は何らかの不安から逃れようとしており、彼らがスイスの銀行に望むことは、まず金が安全に保管されることであって、利回りは二のつぎである。したがって管理を委託される銀行家 (銀行員ではない) にはそれなりの信用が必要になる。スイスの個人銀行家は長年にわたって商取引や金融で富を蓄えた資産家の末裔が多く、チューリッヒなどでは名門の「都市貴族」(Patrizier) の出身者がほとんどであった。これらの銀行家は信用を何よりも重視するため、スキャンダルを嫌う傾向が強い。Pictetなど大手の個人銀行はどれほど多額の金でも、出所のいかがわしいものは一切受けつけないとされている<sup>14)</sup>。J. Vontobelでは50,000ドル以上の金は出所が明らかにされない限り受け入れないとの内規を持っている<sup>15)</sup>。

銀行家は顧客のアドバイザーもしくは執事役に徹し、重要顧客とは何代にもわたる取引を続ける

ことが一般的である。したがって顧客サービスは徹底しており、顧客の匿名性を確保するために、通信には何も印刷されていない封筒を使い、しかもフランスやドイツに入って現地郵便物を投函することなどは以前から普通に行われている。また重要顧客とは年一回の管理・運用状況の報告のために、ダボスやクスタートのような保養地でこっそり会い、報告書を直接手渡し、説明することも厭わない。なかには、顧客の希望で、報告書を羽根ペンで書くというところもある<sup>16)</sup>。

さらに、資産の保全に万全を期すため、顧客との利害が相反するような可能性を極力排除している。たとえば、自己勘定による証券取引や為替取引は真のリスク・ヘッジ以外には行わないようにしている。また資産の運用担当者の給料も固定給部分が大きく、アメリカの銀行のプライベート・バンキング部門などとは大きな違いがある。これは業績主義にすると、ボーナス狙いで無理な売り買いに走りやすく、時に顧客の資産に大きな損害を与えてしまうからである<sup>17)</sup>。

主たる収益源である管理・運用資産に対する手数料は、銀行によってさまざまであるし、預り資産の額や一般勘定か一任勘定かによっても異なる。しかし、一般的には保護預り(カスタディアン)手数料:保管資産額の0.175%、運用(マネジメント)手数料:運用資産額の0.3%、証券売買手数料:取扱額の0.8%、あたりが相場のようなものである<sup>18)</sup>。

顧客の獲得方法については慎重で、基本的には既存の顧客の紹介によって行われるが、銀行家(パートナー)自身が動く場合もある。そのほかには、しかるべき弁護士事務所や会計士事務所の紹介による場合もある。顧客選択の基準はまず資金が「綺麗」であるか、つぎに「大口」であるかがポイントとなる。どの銀行でも最低取引額を決めているが、1970年代では100,000フラン~200,000フランが大勢であったが、近年では50万フランが下限で、本格的な国際分散投資を望む場合は300万フランが必要だとされている。ただし、何事にも例外はあり、最初の顧客面談でパートナーが「将来性」を察知して応諾すれば、小額でも口座は開設される。これは慎重な顧客は最初から大金を持ち込まず、銀行家の人物を含め全てをじっくり観察し、納得した上で本格的に取引を始めることが、時々あるからだ<sup>19)</sup>。

さらに重要なことは、人材の育成である。プライベート・バンキングの本質は、顧客への財務アドバイスであるが、実際にはそれ以上のものが要求される。税務にたけていることは当然として、金持ちの趣味に合わせて不動産、絵画、楽器、競走馬、ヨットから車まで、幅広い知識を身につける必要がある。したがって、銀行家は子弟を若くから将来のBankierに育てるべく鍛える。たとえば、海外のビジネススクールに留学させたり、同業者に一定期間預けて個人銀行業務の初歩からたたき込んだりする。一方、運用担当者などの専門家たちも、原則終身雇用制で、人事ローテーションもほとんどない。これは顧客との長期的かつ緊密な関係を何より大切にしているからである<sup>20)</sup>。

個人銀行は顧客が人目にさらされるリスクに十分配慮し、対応する。個人銀行は株式会社組織ではないため、財務諸表を公表する義務がないかわりに、預金の勧誘を公然と行うことができない。したがって日本の銀行などと異なり、看板も一切出していない。入口に真鍮の小さなプレートがあるだけである。入口を入ってもカウンターなどはない。顧客は階上の個室に通され、盗聴防止処置がされた部屋でゆっくり相談が受けられる。またほかの顧客と顔を合わすことがないよう、出口を別に設けている銀行が多い。

## II プライベート・バンキングの発展を支えたもの

### 1. 銀行の守秘義務

銀行の守秘義務は、ほとんどいかなる国にも何らかの形で存在する。しかし、スイスの銀行秘密がたびたび取りざたされ、さらにプライベート・バンキングの発展に寄与したとまで言われるのはそれなりの理由が存在するからである。

スイスにおける銀行の守秘義務の最大の特徴は、それを刑法上の罰則まで定めて厳重に保護しているからである。先進国でこのような制度を持つ国はほかにない。銀行の守秘義務違反に対する罰則は二箇所に明記されている<sup>22)</sup>。まず第一は、銀行法第47条で次のように定めている。

第1項 銀行ならびにその従業員、受託者、清算人あるいは検査官として、また、銀行委員会の構成員あるいは公認会計事務所ならびにその従業員として、職務上知り得た顧客秘密を漏洩した者ならびに漏洩を教唆した者は、最高6ヶ月の禁固または最高5万スイス・フランの罰金に処す。

第2項 過失の場合は、最高3万スイス・フランの罰金に処す。

第3項 職務上知り得た顧客秘密の漏洩は就業時間外においてもこれを対象とする。

第4項 当局に対する証言義務と通知義務を決議した連邦規程ならびに州規程は留保する。

さらに、刑法の第273条は次のように規定している。

外国政府ほか、外国の企業か、外国の団体か、あるいはそれらの代理者に知らせるために、営業上の秘密を探査する者、およびかかる営業上の秘密を、外国の政府か、団体か、私企業か、あるいはそれらの代理者に知らせる者は、禁固刑もしくは重罪の場合は懲役刑をもって処罰する。

もともと、スイス人は私有財産の絶対性を信じている国民で、たとえ政府といえども口をはさむことはできないと考えているほどであるから<sup>23)</sup>、通常でも他の国よりは厳重に銀行秘密は守られてきたのである。しかし、1933年にドイツでナチスが政権を握るや、海外に資金を移すことを非合法化し、特にスイスに対してゲシュタポがスパイを送り込み、ドイツ人の不正預金者を拘束しようとしたのである。もっとも彼らの主たる目的は私企業、官庁、軍事施設に接近し、最終的にスイスを第三帝国に併合することであった。こうしたナチスの動きを封じるために1935年「スパイ法」(Spitzelgesetz)を制定したが<sup>24)</sup>、この規定が1942年に発効する刑法の第273条になったのである。

1934年、不正にスイスに預金したとして3人のドイツ人がナチスに処刑されたことから、スイス世論は沸騰し、同年、当該銀行法が制定されたのである<sup>25)</sup>。スイス以外でスイスのように厳格な銀行の守秘義務規定を持つ国はレバノンだけである<sup>26)</sup>。

スイスの銀行秘密をさらに強固にしたものに、「番号口座」(Numbered account)もしくは「匿名口座」と呼ばれる口座の存在がある。これは、資産隠匿に使われているとして、スイス以外の政府や税務当局がしばしば槍玉にあげるが、実際には銀行秘密を法的に保護するものではない。番号口座の最大の特徴は、口座保有者の名前を銀行のごく一部の信頼できる幹部のみが知りうることである。その元々の目的は、一般行員が顧客情報を私欲のために利用したり、外国のス

パイに秘密を漏洩することを防ぐことにあった<sup>27)</sup>。結果的に、「番号口座」は銀行秘密を強化したが、スイスの銀行は意図的にそうしようと考えていたわけではない。よく誤解されるが、スイスの銀行はだれにでも「番号口座」を開設しているわけではない。口座開設には必ず身分証明証の提示を求められる。この本人確認はその後1977年、スイス国立銀行と銀行団の間で締結された「注意義務協定」(convention de diligence)によってより明確にされた<sup>28)</sup>。ちなみに、匿名口座については、スイスよりむしろオーストリアの方がはるかに容認されている。オーストリアでは口座開設にあたって身分証明証の提示は求められない。要するに架空名義の口座開設が可能である。しかし、海外の資産家はオーストリアより、スイスを選択するのが一般的である。これは口座の匿名性よりも重要な要素が存在することを示唆している。

## 2. 武装中立政策

スイスに金を持ち込もうとする人々に安心感を与えている重要な要因として、スイスの国家防衛能力の高さを指摘しておく必要がある。そしてその防衛力を支えている中心に、武装中立の考えがある。

スイスの武装中立政策が大きな関心と呼んだのは、あの小国が、第一次世界大戦および第二次世界大戦で、中立を守り通し、しかも他国、特にナチス・ドイツの侵攻を許さなかった点である。これは、同じく中立政策を掲げていた、オランダ、ベルギー、ルクセンブルクが、瞬く間にドイツの侵攻を受け、国土を蹂躪されたこととの違いである。

スイスの原型は、1291年中央スイスの3地域、ウーリ、シュヴィーツ、ニートヴァルデンが、ハプスブルク家に対抗して8月1日、「永久同盟」を結び、「自由と自治」を維持するため無償の相互援助を誓約し合ったことに始まる<sup>30)</sup>。この同盟は軍事同盟であり、スイス建国の目的が、「集団的自衛」であったことがわかる。その後、原初3邦は次々に他の地域と同盟を結び、やがて「盟約者団」(Eidgenossenschaft)を結成する。スイスは現在の「平和の国」のイメージとは逆に、数々の戦争を経験しながら次第に力を増し、1499年に、「シュヴァーベン戦争」に勝利して、神聖ローマ帝国からの離脱に成功、ここに事実上の独立を獲得した。その後北イタリアへ触手を伸したスイスは、1515年マリニャーノで敗退し、以後膨張政策をあきらめ、中立政策に転換する。17世紀初めに起きた30年戦争時にもスイスはもちろん中立を標榜したが、領土はしばしば外国の軍隊によって侵犯された。1646年スウェーデン軍が進撃してきたのを機にすでに13邦の盟約者団になっていたスイスは、ヴィールで国防会議を開き「ヴィール防衛軍事協定」が締結され、これがスイス武装中立の出発点となった。

しかしスイスの中立が保証されたのは、その「理想」を近隣諸国が褒め称えたからではない。フランスをはじめ諸国に傭兵を提供することでようやく国土の安全を確保できたのである。しかし、1798年にはナポレオンの指揮するフランス軍の侵略を受け、その後、フランスの影響下に入った。1805年、第三次対仏大同盟が結成された時、スイスは武装中立を宣言したが、ナポレオンはこれを認めている。しかし、この時もナポレオンがスイスの中立理念に賛成したからでは決してなかった。ナポレオンの真意は、スイスに武装中立させることで、オーストリアからの攻撃の防壁となってくれる点に価値を見出したからにすぎないのである。1815年、ナポレオン敗退後の

ウィーン会議で、スイスの「永世中立」が認められたが、これはスイスの中立が全ヨーロッパの安全保障になるというスイス外交が功を奏した結果であるが、諸国にとって、スイスが防壁として役立つためには、「武装中立」が絶対条件だったのである<sup>31)</sup>。

しかし、スイスの中立は現行スイス憲法では、直接の規程条文がなく、173条の1項のaと185条の1項で間接的に言及されているのみである。つまり、スイスの中立というのは、実は、「関係」でしかなく、内在的、内発的な意味が稀薄な性格を持っている<sup>32)</sup>。しかし、歴史的に蓄積された中立政策の内容は豊かである。その最重要のものが国民皆兵制である。これについては、スイス憲法第18条に規定がある。男子は19歳になると自分で登録をし、20歳になるとまず、4ヶ月間基礎的訓練を受ける。それ以降32歳まで毎年3週間の訓練がある。33歳から42歳までは「国土防衛部隊」に編入され、2週間の訓練を3回受ける。さらに43歳から50歳までに「国土監視部隊」に編入され、13日間の訓練を1回か、6日間の訓練を2回受けなければならない。また、このほかに全体で22日間の射撃訓練が義務づけられている。さらに60歳までは「民間防衛」の任務につくことになっている<sup>33)</sup>。ちなみに、女性には兵役義務はないが、このことが最大の理由となって1971年まで国政への女性の参加は認められなかった。これは、スイス人が自分たちの力を合わせて敵から身を守ることを伝統としてきたためで、武器をとって国を守る者だけが国の政治に対して発言権を持つという考え方から来ている<sup>34)</sup>。

こうした武装中立政策は周辺の国々に次第に認知されていったが、1859年から66年にかけてオーストリアがフランスやイタリアと小競り合いを演じた時、スイスは南部と東部で動員体制をとり、守りを固めたが、プロイセンの総参謀長モルトケが中立を守るスイスの民兵制を見くびってはならないと指摘したことなどはその一例であろう<sup>35)</sup>。

しかし、何と云ってもスイスの「永世中立」を世界に知らしめたのは、第一次および第二次世界大戦時であろう。1914年8月第一次世界大戦が始まるや、スイスはすぐ動員令を発し、中立宣言をしている。この結果スイスはドイツの攻撃を免れている。1939年、第二次世界大戦が始まると、連邦議会は非常時のみに任官させる「将軍」にヴォー（Vaud）出身のアンリ・ギザン（Henri Guisan）を選出し、政府は総動員令を発して臨戦体制に入った。ドイツがオランダ、ベルギー、ルクセンブルグに攻め込み、フランスを屈服させると、スイス内に動揺が起きたが、ギザン将軍は全部隊長をスイス発祥の地リュトリに集合させ、「レデュイ・ブラン」を説明し、徹底して戦う姿勢を示した。これが功を奏して、スイスはドイツ軍の攻撃から守られたのである<sup>36)</sup>。

もともと、近年になって、戦時中の中立を守るスイスの戦いは「神話」であって、実際には、スイスがナチス・ドイツと盛んに貿易していたことや、ドイツの戦費調達のための金（Gold）をスイス国立銀行が受け入れたりしていたことが次々に明るみに出されるようになってきた<sup>37)</sup>。しかし、このことはスイスのような小国が「武装中立」を守ることがいかに困難かを物語っている。「スイスは1週間のうち6日間をナチス・ドイツのために働き、残り1日で連合国の勝利のために祈りを捧げる」<sup>38)</sup>と揶揄されながらも、とにかく中立を守り、国土を守ったことが、その後スイスは国民が身体を張って国を守る安心で信頼できる国だという見方を世界中に広める原動力になったことは間違いない<sup>39)</sup>。

### 3. 政治的安定—半直接民主主義—

スイスは、しばしば民主主義の発生の地と言われる。その根拠として指摘されるのが、「ランツゲマインデ」(Landsgemeinde もしくはLandesgemeinde)である。これは「青空住民集会」のことであるが、その起源は13世紀初めにさかのぼる。1231年にウーリの住民は神聖ローマ帝国から「自由特許状」を獲得することでハプスブルク家の司法権から除外され、皇帝から任命された代官の司会する住民たちの「裁判集会」が行われるようになった。その後、代官に代って住民の選出する代表が「裁判集会」を司会し、やがて裁判以外の重要問題もこの場で処理するようになったと言われる。最初に立法行為をしたランツゲマインデはシュヴィーツ (1294年)である<sup>40)</sup>。ランツゲマインデはアンシャン・レジームの時代も、ウーリ、シュヴィーツ、オブ・ヴァルデン、ニート・ヴァルデン、グラールス、ツーク、アペンツェル・インナーローデン、アペンツェル・アウサーローデンの各邦で実施された。ランツゲマインデへの参加資格は軍事能力のある既婚の男性のみである<sup>41)</sup>。ランツゲマインデは、「直接民主主義」の原型そのものであるが、もう一つスイス民主主義の源流となったものが存在する。それが「レファレンダム」(Referendum)であり今日の住民投票制や国民投票制につながるもので、グラウビュンデンやヴァリスで行われていた<sup>42)</sup>。

ところで、ゲマインデ (Gemeinde) とは、日本の市町村にあたるが、日本人の考える市町村とはまるで異なる。スイスではまずゲマインデありきである。ゲマインデは大きな自治権を持ち、カントン (州) 自体がゲマインデの集合体のような形をとっているとも言える。したがって、外国人がスイス国籍を得るためには、まずゲマインデの受入れが必要となるのである。

こうしたゲマインデ中心の考え方は、スイスに長い間、スイス国家やスイス国民といった概念の希薄さをもたらしたが、現在でもこの考え方は根強く残っている<sup>43)</sup>。

ところが、1798年ナポレオンの率いるフランス軍が侵略し、翌年フランス流中央集権体制を受け入れざるをえず、「ヘルヴェティア共和国」が成立すると、各邦の自治権は大幅に縮小された。その後、これを不満とする勢力と共和主義者の間で権力闘争が起きたが、1802年共和主義者が権力を握った。この時フランス押しつけのヘルヴェティア憲法は修正が加えられ、さらに国民投票にかけられた。この投票については、投票に行かなかった者の票を賛成票に加えるなど操作がされたが、近代スイスの最初の国民投票としてその意味は大きいと言える<sup>44)</sup>。

スイス連邦体制が固まるのは、1848年憲法によってであるが、その第1条で「当今の盟約によって結ばれた23の主権を有するカントンの諸国民はその全体でスイス盟約者団を形成する」とうたっている。しかし、この憲法は、諸権限をカントンから連邦にかなり移すものであった。これは、近代国家の要請する中央集権化とスイスの伝統的地域主義を巧みに総合することが求められたからである。ちなみに、スイス連邦を構成する諸地域 (邦) をカントン (Canton) と言うようになったのは、フランスの指示によるものである<sup>45)</sup>。

スイス連邦は、代表権、外交、国防、税関、郵便、鉄道、電話事業などを処理し、カントンは、司法、教育、税務、保健などを個別に処理することになった。またヨーロッパ最初の共和国として、議会はアメリカにならって二院制がとられた。上院にあたる全州議会は各カントンから2名づつ、半カントンから1名づつ選出され、下院にあたる国民議会は、200名で構成され、各カン

トンから人口比例で選出された。さらに、内閣は、連邦合同議会によって個々に選出される7名で構成され、その内の1名が輪番で特別の権限のない連邦大統領に就任する。7名の閣僚はカントン、政党、言語、宗教への所属を勘案して配分されることになっている<sup>46)</sup>。

スイスの民主主義は中央集権とゲマインデやカントンの自治権の間の微妙なバランスの上に成り立っているが、そのバランスを取らせているものが存在する。

一つは「住民投票」(Referendum)制度であり、もう一つが「住民発議」(Initiative)制度である。この二つの制度の存在により、スイスは半直接民主主義の国と言われる。では直接民主主義と半直接民主主義の違いは何か。直接民主主義とは既に述べた「ランツゲマインデ」によって全ての重要事項が決定される政治プロセスのことである。しかし、スイスの田舎ならともかく、チューリッヒやベルンで青空集会を開くことは不可能である。ましてや連邦レベルの事案については全く不可能である。こうした状況から、やむなく代議制は受け入れるが、いざという時には住民ないし国民が直接異議申し立てができる制度が考え出されたのである。住民発議はこれを一歩進めて、住民が議員を飛び越して、直接連邦やカントンに提案できる制度である。これが「半」直接民主主義といわれる所以である。

カントンのレベルにおける半直接民主主義の進展はまず、チューリッヒ州で見られた。1865年にカントンの憲法改正の発議権を獲得したことにより、住民はイニシアティブ(発議)を通じて法律を提案できるようになり、カントン議会が制定した法律を住民投票にかけて住民の賛否を問うことができるようになった。この動きは瞬く間に他のカントンに広がり、やがて連邦レベルにも波及した。1874年の憲法改正によって、部分的にせよ全面的にせよ憲法改正に関しては全て国民投票にかけることとされた。一方、国民の発議権は1891年に認められ、ここに連邦レベルでも半直接民主主義が達成されたのである。

半直接民主主義は、その後スイスの政治のあり方を次第に変えていくことになる。たとえば保守派・分権派(反中央集権主義者)は国民投票を利用して、政府・議会の提案した法案をつぎつぎに廃案に持ち込んでいった。こうした状況を受け、自由主義急進派は保守派・分権派に歩み寄り、自発的に閣僚の席を保守派に与え出した。ここに「合意民主主義」あるいは「妥協民主主義」といわれるシステムができ上っていくのである。第二次世界大戦後、このシステムは完全に定着しており、現在でも内閣の構成は、急進民主党2名、保守キリスト教社会人民党2名、社会民主党2名、農工市民党(スイス国民党)1名となっており40年以上不動である。さらに連邦憲法上の制限である同一カントンから複数の閣僚を選べないことや、地域的、言語的、宗教的な偏りをなくすという不文律があることから、いわゆる「魔法の公式」が成立している。閣僚の任期は4年で、しかも議会に不信任投票で罷免されない。こうした仕組みに支えられ、スイスはきわめて安定した政治が行われる国になったのである<sup>47)</sup>。

### Ⅲ プライベート・バンキングの構造的変化

世界中の金が集まり、これを管理・運用することで順調に発展してきたスイスのプライベート・バンキングにもさまざまな構造的変化が出てきている。

### 1. 競争の激化

いかなるビジネスでも儲かるとわかれば、新規参入者がつぎつぎ現れるのは世の常であり、プライベート・バンキングもその例外ではない。その中でもとりわけ影響が大きかったのが「スイス3大銀行」と呼ばれるクレディスイス (Schweizerische Kreditanstalt)、スイスバンクコーポレーション (Schweizerischer Bankverein)、スイスユニオン銀行 (Schweizerische Bankgesellschaft) の存在である。これらの銀行は19世紀の鉄道など大事業の資金調達を目的に設立され、急速に発展した<sup>48)</sup>。3大銀行は「事業銀行」もしくは「起業銀行」(Banque d'Affaires) であり、もともと個人(リテール)業務は行っていなかったが、1960年代に大衆化路線に転換し、その後個人業務を積極的に展開した。それは何より個人業務の収益性が良かったからであるが、もう一つの理由は1980年代後半、BIS規制によって貸出資産を大きく伸ばすのが困難になったため、フィー(手数料)ビジネスに重点を置かざるを得なくなったからである。さらに、「信託預金」(fiduciary deposit) と呼ばれるオフ・バランス取引が開発されると、3大銀行は知名度を活かしてアラブの富豪の資金を大量に取り込むことに成功した<sup>49)</sup>。

また、外国銀行も競争者になった。特にアメリカの銀行は積極であったが、アラブ系、フランス系、英国系、ドイツ系、日本系その他と続々スイスに進出した。これら外銀の強みは、顧客と同じ言葉で意志疎通ができるという点にあった。こうした理由で、アラブやアジア諸国の特に新規の金が3大銀行や外国銀行に吸収され、伝統的な個人銀行には痛手となったのである。

### 2. 資金調達

第二次世界大戦後の資産管理・運用面での変化はグローバル化と機関投資化である。たとえば年金基金や投資信託などの巨大資金をうまく国際分散投資できるかどうか資金獲得のポイントとなるが、その成否のカギを握るのは巨大かつ精緻なコンピュータ・システムである。このシステム構築に必要な費用は年々増大しており、パートナーの出資金だけではもはや限界に来ているのである。こうした事態を打開するため、伝統的な無限責任社員による合名会社形態から株式会社へ転換する個人銀行が続出した。Julius Bär, J.Vontobel, Dreyfus Söshe などがその典型である<sup>50)</sup>。

### 3. 新しい顧客層

近年、戦後のベビーブーマーが新しい富裕層を形成しつつあるが、彼らは両親や祖父母の世代のように戦争で二度も財産を失うといった経験がないため、スイスのプライベート・バンキングの伝統である資産を確かに保全することよりも運用に関心を示すことが多くなってきた。また年金基金などの機関投資家は安全性はもとより、スイスの最大の特長である秘密性にもほとんど関心を示さない。彼らの求めるものはパフォーマンス(運用成績)である。こうした顧客にとっては、スイスの個人銀行の運用方法は遅れていると感じられ、「単に預かっているだけなら手数料を下げろ」という要求が強くなった。こうした結果、スイスのプライベート・バンキングの手料は徐々に下がり、彼らの収益基盤を大きく揺がしているのである<sup>51)</sup>。

#### 4. 人材の確保と育成

プライベート・バンカーに必要な資質は、常識と礼儀をもって顧客と素直に意志疎通ができること。守秘義務や忠実義務などを守れること。優れた資産運用能力を持っていること。幅広い税務や不動産知識を持ち相続法に詳しいこと。そして古文書や歴史の知識があって、ワインや絵画などにも造詣が深いことなどであるが、このような人材を確保することは容易ではない。通常、個人銀行は自分の子弟を海外留学させて見聞を広めさせたり、他の有力個人銀行に修業に出したりして鍛えるが、能力に問題があれば後継者にはしない。また、息子にめぐまれないことも十分ありうる。ジュネーブで最古の個人銀行Ferrier, Lullinが1978年3大銀行の一つスイス・バンク・コーポレーションに買収された最大の理由はLullin氏に後継者がなかったからである<sup>52)</sup>。

また、資産運用の専門家にしても、業務および業界の拡大が急であったためその確保が大きな課題になっている。このため、ヘッド・ハンティングが頻繁に行われ、人件費高騰の要因となっている<sup>53)</sup>。

#### 5. 銀行秘密への攻撃

スイスのプライベート・バンキングの発展に大きな貢献をした銀行秘密が海外の政府・税務当局などから厳しく批判されている。批判の理由は、スイスの銀行秘密が世界各地で不正に入手された金の「洗浄」(Money Laundering)に利用されているからというものである。

スイスが銀行秘密の保持に執着するのは、法律があるからだけではない。その根底には徹底した地方自治の考え方があり、具体的には、税金といえども自分たちで決めるべきであるとの考えを神聖なものとして抱き続けてきたからである。したがって現在でも税金を賦課できるのはゲマインデとカントン(州)だけとする考え方は根強く存在する。現に連邦税は国防税ぐらいでほとんどなく、日本の国税庁や税務署にあたるものは存在しない。外国の金持ちがスイスに住む場合、税率の定めはもちろんあるが、実際には州の税務当局との話し合いで税率ないし税額が決定されるのが普通である。決定的なことは、スイス人は脱税を刑法上の犯罪とはみなさないことである<sup>54)</sup>。

こうした事情を背景に海外からいわくつきの金がスイスに持ち込まれたことは事実である。たとえば、フィリピンのマルコス大統領とイメルダ夫人、ザイールのモブツ大統領、ハイチのデュバリエ大統領、エチオピアのセラシェ皇帝、イランのパールビ国王などが民衆の金を私してスイスに隠匿した疑いをかけられた。またマフィアが麻薬取引で得た金や、ウォール街で不正株価操作で得た金などがスイスで洗浄されたとされている<sup>55)</sup>。

スイスの銀行秘密に対する批判は海外で大きくなり、その急先鋒であったアメリカとは1977年発効の「司法権相互援助協定」に調印し、犯罪にかかわる金の捜査に協力せざるを得なくなった<sup>56)</sup>。

銀行秘密を問題にする声はスイス国内でも高まり、1979年13万人の市民が「銀行の秘密と銀行の権力の乱用に反対する」国民投票発議を行ったが、1984年の国民投票では、73%の反対でこの提案は斥けられた。このように外圧の強さにもかかわらず、スイス国民の銀行秘密を守る意志は固いようである<sup>57)</sup>。その後もスイス銀行協会や司法当局も批判をかわすために「信義則(due diligence)合意」を各銀行と結んだり、脱税を違法とする法改正を行っているが、海外の見目はまだまだ厳しいと言わざるを得ない<sup>58)</sup>。

プライベート・バンキングをとり巻く環境は大きく変化したが、その一つの例を伝統的な個人銀行の数に見ることができる。戦前の95行が1945年には81行に、80年代終りには22行に、97年には16行に減っている。しかし、この数字はプライベート・バンキングの衰退を意味するものではない。いやむしろ業界は現在も発展し続けているのである。確かに個人銀行の中には消滅したものもあるが、大部分は会社の形態を変えただけであったり、買収されても、持っている強みを活かして新しい環境に適応している。生き残った16行も手づくりの個人的サービスを求める一定の固定客をしっかりとつなぎとめており、大銀行や外国銀行との激しい競争の中でもしっかりと自分たちのニッチ (Niche) を見つけているのである<sup>59)</sup>。

### 結びにかえて

スイスのプライベート・バンキングは、スイスの歴史と伝統の中で育まれてきたことがわかったが、彼らの体験や使った手法には日本にも移植可能なものがあるのではとの思いを抱き、以下の提言を試みるしだいである。

最近の新聞報道に見られる「欧州へのプライベートバンク視察ツアー」<sup>60)</sup>の盛況ぶりを知るにつれ日本のプライベート・バンキングの弱さを痛感させられるが、その最大の原因は日本には真の個人銀行も個人銀行家も存在しないことにある。しかし、銀行法の制限があり、日本で個人銀行を作ることは困難である。そこで、せめて親金融機関から独立したプライベート・バンキング専門の銀行が必要と考える。資本関係はスイスでも問題になったように資金調達のことを考えると子会社でもいたし方ないが、その他の面では完全に独立していることが重要である。

まずやることは、人材の確保で、親会社の二流社員の受け皿であってはならない。当然本人の意志に反する転勤なし、厳しいノルマなしも重要である。前者は、プライベート・バンキングにとって何より大切な顧客との長期にわたる関係を築く上で不可欠だからである。また厳しいノルマは利益相反行為を起しやすい。たとえば手数料収入を上げるため、不必要に顧客の勘定で証券や為替の売買を繰り返したりしやすい。また親会社が引受けた株式や債券を値下りするとわかっていて顧客勘定にはめ込んだりする誘因になる。さらに従来のゼネラリスト重視と決別し、財務、法務、税務、資産運用の専門家たちを適切に処遇し、顧客サービスに必要なサポート体制を築くことが不可欠である。

### 注

- 1) 町田顯 (1998) : プライベートバンキング、東洋経済新報社、pp. i-ii および p.2

具体的には証券投資や保険、不動産など資産の運用およびアドバイス業務、遺言信託、遺産の管理などの信託業務、預金、為替、送金など通常の銀行業務、証券の売買業務、クレジットカードやローン業務、税務アドバイス、決済や保護預かり、配当金受け入れなどのカスタディアン業務など多岐にわたる。

- 2) 町田顯 : 前掲書 p.iii 日本において金融資産1億円以上の金持ちは60万人いる。

曾根一興 (1997) : プライベート・バンキングの時代、近代セールス社 p.151

日本全国で、5,100万円以上の貯蓄を有する世帯はおよそ212万世帯存在すると推計される。

- 3) Günther Woernle (1978) : X, X & Cie-Die Privatbankiers in der Schweiz, Wernlinia p.9  
古いスイスの個人銀行は合名会社 (Kollektivgesellschaft…ドイツのOffene Handelsgesellschaft (OHG) に相当) の形態を取ることが多く、名称もオーナーの名前の後に& Cie.もしくは& Co.が付くものがほとんどである。
- 4) Lorenz Stucki (1981) : Das heimliche Imperium, Verlag Huber Frauenfeld p.159
- 5) Nicholas Faith (1982) : Safety in Numbers, Hamish Hamilton pp.17-18  
T. R. Fehrenbach (1966) : The Gnomes of Zurich, Leslie Frewin p.26  
森田安一 (1980) : スイス—歴史から現代へ、刀水書房 p.200  
森田安一 (2000) : 物語スイスの歴史、中央公論新社 pp.88-89  
森田によれば、スイス人傭兵は、1494年のフランス王シャルル 8 世のイタリア侵略の手先となって7000~8000人のスイス人が出撃したことに始まる。傭兵契約は政府対政府でのみ行い、私的な契約は厳禁されていたが、スイスの各邦 (Ort) の有力者は密かに外国政府と契約し、私的年金を受け取ったり、個人で契約を結んで出稼ぎする者も少なくなかった。
- 6) ロバート・キンズマン (佐藤隆夫訳) (1978) : スイス銀行のすべて、日本経済新聞社 p.50
- 7) Günther Woernle : op. cit. p.97  
クリストフ・ビュッヘンバッハ (織田・倉田訳) (1979) : スイス銀行の秘密、東洋経済新報社 pp.19-20
- 8) Franz Ritzmann : Die Schweizer Banken-Geschichte, Theorie, Statistik., Verlag Paul Haupt, p.21  
パリではJacques Mallet, Girardot, Haller, Etienne Delessertらが、リヨンではBenjamin Delessert, Philippe Gaillard, Lullin, Masbou, Odierらが、ルーアンではLullinやLemaireなどが活躍した。
- 9) T. R. Fehrenbach: op. cit. p.55, p.208  
ロバート・キンズマン : 前掲書 p.49  
森田安一 (2000) : 前掲書 p.134  
1685年から1700年までにスイスに亡命したユグノー (Huguenot) は14万人ともいわれ、この集団がジュネーブの既存の人口のほぼ半分にも達した。なおHuguenotはスイスの起源であるEidgenossen (盟約者たち) に由来するようである。  
U.イム・ホーフ (森田安一監訳) (1997) : スイスの歴史、刀水書房、p.94参照
- 10) C.ビュッヘンバッハ : 前掲書 p.22  
最初に「銀行家」と名乗った人物は、ベネディクト・トゥレティニである。
- 11) Günther Woernle : op. cit. pp.95-115  
T. R. Fehrenbach : op. cit. p.202  
Ray Vicker (1973) : Those Swiss Money Men, Charles Scriber's Sons. pp.37-43  
Wegelin & Co.はスイスに現存する最古の銀行である。
- 12) T. R. フェーレンバッハ (向後英一訳) (1979) : スイス銀行、早川書房、pp.68-72
- 13) アダム・レポー (鈴木孝男訳) (1998) : ヒトラーの秘密銀行、KKベストセラーズ、p.37  
ユダヤ人団体のなかには、スイスの銀行に眠るホロコースト遺族の預金が数10億ドルとまではいかなくても数億ドルに達すると主張するところもある。
- 14) Nicholas Faith : op. cit. pp.191-192  
ドミニカの独裁者、トルヒーヨ大統領との取引禁止をジュネーブの個人銀行は決議した。
- 15) T. R. Fehrenbach : op. cit., p.206
- 16) *ibid*, p.214

- 17) 曾根一興：前掲書 p.63
- 18) 曾根：前掲書 pp.73-74
- 19) 曾根：前掲書 pp.71-72  
T. R. Fehrenbach : op. cit. pp.203-204 顧客紹介はほとんど「口コミ」(Mund-zu-Mund Propaganda)による。  
筆者も、営業中のPictetのパートナー、Iwan Pictet氏に東京で会ったことがある。
- 20) T. R. Fehrenbach: op. cit. pp.210-213  
曾根一興：前掲書 p.72  
町田顯：前掲書 pp.99-102
- 21) 厚田昌範 (1978) :これがスイス銀行だ 読売新聞社. p.49
- 22) C.ビュッヘンバッハ：前掲書 p.47-50  
銀行法の当初規定では罰金の最高額は2万スイス・フラン(過失の場合最高1万スイス・フラン)であった。1971年に現規定に改正された。
- 23) T. R. Fehrenbach : op. cit. p.63
- 24) Nicholas Faith : op. cit. p.82
- 25) T. R. フェーレンバッハ：前掲書 pp.96-97
- 26) C.ビュッヘンバッハ：前掲書 pp.83-85 レバノン、スイスに於いて1956年に「銀行秘密に関する法律」を公布し、一時大いに繁栄したが、内戦によって機能停止に陥った。
- 27) C.ビュッヘンバッハ：前掲書 pp.56-57  
Nicholas Faith: op. cit. p.35
- 28) Claude Torracinta (1981) : Les Bangués Suisses en question, Editions de l'Aire., p.11
- 29) *ibid.*, p.38  
C.ビュッヘンバッハ：前掲書 pp.80-83  
日本経済新聞(2000年2月25日)は、オーストリア政府が、国際的な批判の高まりを受けて、金融機関の匿名口座制度の廃止を閣議決定したと伝えている。
- 30) 森田安一(2000)：前掲書 pp.54-56  
この時の誓約を「リュトリの誓い」と言い、8月1日は現在もスイスの建国記念日になっている。また国名のスイス(Schweiz, Suisse)は3地域の1つシュヴィーツ(Schwyz)に由来する。  
齊藤泰：帝国国制における原スイス永久同盟, p.10 (森田安一編(1999)：スイスの歴史と文化、刀水書房所収)
- 31) 森田安一(2000)：前掲書 pp.94-96, p.125.  
森田安一(1980)：前掲書 p.216, pp.222-223. p.226
- 32) 加太宏邦：スイスが溶ける日, p.157 (森田安一編(2001)：岐路に立つスイス、刀水書房所収)
- 33) 森田安一(1980)：前掲書 pp.254-256. pp.292-293  
1995年以降、兵役義務の年限などに見直しの動きがある。  
1973年連邦議会は、宗教的、良心的兵役拒否者を認める憲法修正案を可決したが、1977年の国民投票で、この修正案は否決。しかし、92年の国民投票で承認された。
- 34) 宮下啓三(1991)：700歳のスイス、筑摩書房. pp.36-37
- 35) U.イム・ホーフ：前掲書 p.176
- 36) 森田安一(1980)：前掲書 pp.237-240 *réduit*は「城中の砦」の意味
- 37) 森田(1980)：前掲書 pp.243-246  
Nicholas Faith : op. cit. p.92

- 38) アダム・レポー：前掲書 ー大戦中の名言よりー  
森田安一（2000）：前掲書 p.240
- 39) 宮下啓三：前掲書 pp.133-135 宮下は、少数意見ながらスイス連邦工科大学（ETH）のカール・シュミット教授が「いろいろな幸運と偶然がかさなってスイスが実際に攻撃されなくてすんだという現実を、さもスイス人が道徳的な意志の力で独立を保ったという神話にすり替えてはいけない」と苦言を呈していることを紹介している。
- 40) 森田安一（1980）：前掲書 pp.142-143
- 41) 関根照彦（1999）：スイス直接民主制の歩み・尚学社. pp.21-26  
現在でもランツゲマインデがあるのは1 カントン（グラールス）と4 つの半カントン（ニート・ヴァルデン、オブ・ヴァルデン、アベンツェル・インナーローデンとアウサー・ローデン）だけである。森田（1980）：前掲書 p.129参照（もともと、ランツゲマインデで決定できるのはカントン（州）レベルの事項のみである）
- 42) 関根：前掲書 pp.27-34
- 43) 森田安一（1980）：前掲書 p.148. pp.177-180  
筆者の経験でも、滞在許可証（Aufenthaltsbewilligung）を取るのに、居住予定のチューリッヒ市および州とベルンの連邦政府の間を書類が往復し、約半年を要した。
- 44) 森田安一（2000）：前掲書 pp.156-157  
翌年（1803年）スイスは連邦制になり、現在も使われる名称「スイス盟約者団」（die Schweizerische Eidgenossenschaft）も同時に定められた。U.イム・ホーフ：前掲書 pp.156-157 参照
- 45) 森田安一（1980）：前掲書 p.82 なお、カントンから連邦への権限委譲については、イム・ホーフが「大幅」な委譲とするのに対して、森田は、主体はあくまでカントンであり、連邦は二次的の形成体であるとし、見解に差がある。（イム・ホーフ前掲書 p.180, 安田（1980）前掲書 p.111）
- 46) U.イム・ホーフ：前掲書 pp.180-181.  
森田安一（1980）前掲書 pp.111-117  
関根照彦：前掲書 pp.124-134
- 47) 森田安一（1980）：前掲書 p.149, p.156.  
森田安一（2000）：前掲書 pp.205-206. pp.208-214  
U.イム・ホーフ：前掲書 pp.190-191
- 48) Franz Ritzmann : op. cit. p.63  
Lorenz Stucki : op. cit. pp.147-150. pp.159-161
- 49) Nicholas Faith : op. cit. p.279  
「信託預金」とは顧客から預かった預金を銀行各儀で別の信用力のある銀行に預ける手法で、顧客は匿名性が確保でき、一方銀行はバランスシートを膨らませることなく手数料を得ることができるため爆発的に普及した。
- 50) Günther Woernle : op. cit. pp.13-14
- 51) Nicholas Faith : op. cit. p.298  
PictetやLombard, Odierのような大手個人銀行は個人の私的財産のみの管理・運用に限界を感じ、年金の運用に乗り出している。
- 52) 町田顕：前掲書 p.120  
Nicholas Faith : op. cit. p.298  
スイスの個人銀行家は伝統的に男性の職業とみなされている。
- 53) 町田顕：前掲書 pp.121-123

- 54) Nicholas Faith : op. cit. pp.74-75  
厚田昌範：前掲書 pp.62-70
- 55) Jean Ziegler (1990) : *La Suisse lave plus blanc*, Editions du Seuil., pp.121-140  
Claude Torracinta : op. cit. p.154
- 56) ジャン・ジエグレル (上杉聡彦訳) (1979) : 驚くべきスイス銀行、竹内書店新社, p.38, p.79
- 57) Jean Ziegler : op. cit. p.183
- 58) 町田顯：前掲書 pp.116-119  
曾根一興：前掲書 pp.59-60  
日本経済新聞 (2002年9月11日) はEUがスイスの厳格な銀行秘密に対して制裁をほのめかしていると伝えている。
- 59) Claude Torracinta : op. cit. pp.231-232  
町田顯：前掲書 p.51、pp.93-94
- 60) 日本経済新聞 (2002年9月5日) および (2002年9月12日)

### Summary

It is often said that the wealthiest people in Japan are increasingly interested in overseas investments, especially Switzerland's private banking.

This is due to the difficulties in investing money profitably in the domestic market caused by the extremely low interest rates and the poor performance of stocks.

The present paper analyzes why private banking has developed so successfully in Switzerland and still continues to grow.

From this analysis it suggests possible applications for Japan.

The analysis makes clear that the Swiss private bankers, born first in the world, keeping and investing the money deposited by mercenaries, exiled Huguenots, etc., played an important role in developing Swiss financial resources and that private banking in Switzerland was cultivated and enhanced by banking secrecy, a national policy of armed neutrality and a democratic and stable government.

Lastly, after having uncovered several points from the great success of the Swiss, this article concludes with some suggestions that might serve as a reference to the Japanese private banking industry which is still in its infancy.